

第5回教育委員会（定）

開会日時 平成29年 3月 10日（金） 午前 9時30分
閉会日時 午前 11時41分
開会場所 教育委員会室

出席者

教 育 長	中 川 修 一
委 員	高 野 佐 紀 子
委 員	松 澤 智 昭
委 員	上 野 広 治

出席事務局職員

事務局次長	寺 西 幸 雄	地域教育力担当部長	松 田 玲 子
教育総務課長	木 曾 博	学 務 課 長	三 浦 康 之
生涯学習課長	浅 賀 俊 之	地域教育力推進課長	石 橋 千 広
指導室長	栗 原 健	教育支援センター所長	新 井 陽 子
新しい学校づくり課長	佐 藤 隆 行	学校配置調整担当課長	水 野 博 史
施設整備担当副参事	荒 張 寿 典	中央図書館長	荒 井 和 子

署名委員

教育長

委 員

午前 9時 30分 開会

教 育 長 本日は、3名の委員の出席を得ましたので、委員会は成立いたしました。
なお、青木委員からはご欠席の連絡が入っております。
それでは、ただいまから平成29年第5回の教育委員会定例会を開催いたします。

本日の会議に出席する職員は、寺西次長、松田地域教育力担当部長、木曾教育総務課長、三浦学務課長、浅賀生涯学習課長、石橋地域教育力推進課長、栗原指導室長、新井教育支援センター所長、佐藤新しい学校づくり課長、水野学校配置調整担当課長、荒張施設整備担当副参事、荒井中央図書館長、以上12名でございます。

本日の議事録署名委員は、会議規則第29条により、松澤委員にお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

○議事

日程第一 議案第4号 東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第二 議案第5号 幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

日程第三 議案第6号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

(教育総務課)

教 育 長 日程第一 議案第4号「東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」、日程第二 議案第5号「幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則」及び日程第三 議案第6号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則」について、一括して、次長と教育総務課長から説明願います。

次 長 それでは、議案の説明の前に、本日の会議につきまして、お願いがございます。

本日は、区議会総括質問前の議会との質問の確認作業がございます。事務局幹部職員が途中で退席する場合がございますが、何とぞご了承いただければと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、日程第一 議案第4号について説明させていただきます。

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

平成29年3月10日。

提出者は中川教育長でございます。

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則。

東京都板橋区教育委員会事務局組織規則の一部を次のように改正する。

第4条第1項第2号から第4号までの規定中「及び学校に勤務する職員」を削り、同項第5号及び第6号を削る。

第9条中「学校地域連携担当課長」を「地域教育力推進課長」に改める。
付則。

この規則は、平成29年4月1日から施行する。ただし、改正後の第9条の規定は、平成28年4月1日から適用する。

提案理由でございます。

組織改正に伴い所要の規定整備及び文言整理をする必要があるためでございます。

続きまして、日程第二 議案第5号、幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則でございます。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出する。

平成29年3月10日。

提出者は中川教育長でございます。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則。

こちらについては、内容については記載のとおりでございますので、省略させていただきます。

規則の施行は、付則にございますように、平成29年4月1日から施行でございます。また、経過措置が設けられております。

提案理由でございます。

職員の育児休業等に関する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の規定整備をする必要があるためでございます。

内容については、教育総務課長から、後ほど、ご説明いたします。

続きまして、日程第三 議案第6号でございます。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則でございます。

上記の議案を提出する。

平成29年3月10日。

提出者は中川教育長でございます。

内容については記載のとおりでございますが、後ほど、教育総務課長からご説明いたします。

様式の変更等がございまして、施行期日は、この規則が交付の日から施行するということで、17ページです。

また、17ページ以降、経過措置が設けられております。

提案理由でございます。19ページです。

職員の育児休業等に関する条例及び幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の改正に伴い、所要の規定整備をする必要があるためでございます。

内容については、教育総務課長からご説明いたします。

教育総務課長

それでは、まず、議案第4号です。

組織規則の一部を改正する規則ですけれども、こちらは、平成29年4月1日の組織改正に伴いまして、学校に勤務する区費の職員、学校事務の職員、調理、用務の職員の福利、給与等の事務について、区長部局の総務部に移管することになったための規則改正でございます。

具体的には、新旧対照表を見ていただけますでしょうか。

第4条の、まず(2)から(4)。こちらが、旧の方では「教職員及び学校に勤務する職員」になっています。この部分の「及び学校に勤務する職員」を除くこととなります。

それと、(5)です。「事務局及び学校に勤務する非常勤職員の報酬、社会保険等に関する事」。こちらにつきましても、総務部の人事課の方に所管替えになりますので、削らせていただきます。

そして、(6)「教職員住宅に関する事」。こちらは、平成23年11月1日に向原の教職員住宅が廃止になっております。残務もありましたので、今まで残っていましたが、実質的に事務もなくなっておりますので、今回、削除することとなります。

それと、第9条です。旧では、「学校地域連携担当課長」になってございます。平成28年4月から組織名称が変更になりまして、「地域教育力推進課」でございます。この部分の改正が漏れておりましたので、今回、あわせて改正するものでございます。

以上が、議案第4号の内容でございます。

続きまして、議案第5号、第6号につきましても、少々内容が複雑になっておりますので、今回、参考資料をつけさせていただいております。お手元の方に、このような形で概要があります。こちらで説明したいと思います。

議案第5号、第6号とも、平成29年1月1日に育児・介護休業法が改正されたことに伴う、同法の趣旨に添った改正となります。

まず、議案第5号です。

幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則です。

こちらは第5条関係の欠勤日数等を改正する内容となります。

今般、育児・介護休業法が改正されたことに伴いまして、区においても介護時間を導入したものです。これに伴いまして、勤勉手当に関する規則の改正も必要になってございます。

第5条第5項、こちらが勤勉手当の勤務期間の算定に当たり、一日の正規の勤務時間の一部について、欠勤等により勤務しない時間があるときには、日または時間に換算し取り扱う旨を定めた本項に、この後の議案第6号で新たに規定する介護時間を追加するものです。

また、第7号に、勤勉手当の勤務期間の算定に当たって、介護時間または部分休業により勤務しない時間について、それぞれ7時間45分をもって一日と換算した日及び端数の時間が30日を超えない場合には、欠勤等日数として算定しな

い旨を定めました。

要するに、介護時間、部分休業をとったとしても、30日を超えない場合には欠勤の扱いにしないというような旨を定めております。

続いて、議案第6号です。

幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則です。

こちらが、3点ございます。

1点目が、第8条関係です。

育児休業の対象となる子について、今まで実子か養子に限られていました。

法定の子どもということです。法改正によって、対象の範囲が拡大したものでございます。

内容は、改正内容にあるとおり、条例における子の範囲について、この①から③が追加されたことに伴って、③の規則で定めている部分について、いわゆる養子縁組里親として職員に委託しようとしたが、実の親等の同意が得られなかったため、養育里親として職員に委託された子、このような部分も、今回、拡大したところでございます。

続いて、第30条関係については、介護休暇についても改正されております。

通算して6月を超えない範囲で、3回までの分割取得を可能とする条例改正に伴って、所要の規定を整理するものです。

また、介護時間が新設されまして、条文中に第30条の2を新設しております。取得開始日から連続して3年以内で1日の勤務時間のうち最大2時間まで勤務しないことができる無休の休暇を新設するものでございます。

雑駁でございますが、以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

教 育 長 では、お諮りします。日程第一 議案第4号から日程第三 議案第6号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第四 議案第7号 学校職員服務規程の一部を改正する訓令

(指導室)

日程第五 議案第8号 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令

(指導室)

教 育 長 続きまして、日程第四 議案第7号「学校職員服務規程の一部を改正する訓令」及び日程第五 議案第8号 学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令について、一括して、次長と指導室長から説明願います。

次 長 それでは、議案第7号。
学校職員服務規程の一部を改正する訓令。
上記の議案を提出する。
平成29年3月10日。
提出者は中川教育長でございます。
学校職員服務規程の一部を改正する訓令。
学校職員服務規程の一部を次のように改正する。
第10条の次に、次の1条を加える。
「妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの禁止」。
第10条の2、職員は、妊娠又は出産に関して、妊娠又は出産した女性職員の勤務環境を害する言動を行ってはならない。
第2項、職員は、他の職員が妊娠、出産、育児又は介護に関する制度を利用すること又は措置を受けることに関して、当該職員の勤務環境を害する言動を行ってはならない。
第18条中、「引継、その結果を上司に報告しなければならない。ただし、上司の承認を得たときは、口頭により、事務引継を行うことができる」を「引継がなければならない」に改め、同条に次の2項を加える。
第2項、前項の規定にかかわらず、職員が上司の承認を得たときは、口頭により事務引継を行うことができる。
第3項、前項の職員の上司は、事務引継の事前又は事後において引継内容を確認し、必要な措置を講じなければならない。
付則。
この訓令は、令達の日から施行するものでございます。
提案理由でございます。
雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の規定整備を行う必要がある。その他、東京都の規程の改正にあわせ、区の事務引継に係る取扱いに準じて規定整備を行う必要があるためでございます。
続きまして、議案第8号。
学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令。
上記の議案を提出する。
平成29年3月10日。
提出者は中川教育長でございます。
学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令。
学校職員出勤簿整理規程の一部を次のように改正する。
別表中、51の部を52の部とし、32の部から50の部までを1部ずつ繰り

下げ、31の部の次に、次のように加える。

32介護時間。「介時」でございます。

付則。

1、この訓令は、幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例の施行の日から施行する。

2、この訓令による改正後の学校職員出勤簿整理規程別表の規定は、平成29年1月1日から適用する。

提案理由でございます。

雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い、所要の規定整備をする必要があるためでございます。

詳細については、指導室長の方からご説明いたします。

指導室長

それでは、議案第7号。

学校職員服務規程の一部を改正する訓令について、ご説明いたします。

資料でいきますと、新旧対照表の4/7ページをご覧ください。

このたび、この学校職員服務規程を改正するのは、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴うものです。

これまでは第10条としてセクシュアル・ハラスメントの禁止というもののみが載っておりましたけれども、その次に、第10条の2といたしまして、妊娠、出産、育児休業、介護休業等を利用する不利益の取り扱い防止措置のために、第10条の2といたしまして、妊娠、出産、育児又は介護に関するハラスメントの禁止について新たに規定したものでございます。

また、今回の改正に合わせて、第18条の事務引継について、必要な規定整備として改正をいたします。

新旧対照表では、6/7ページになります。

この改正の背景には、東京都が都立学校を含めて、全庁的に事務引継を確実に行うよう、規定を強化したこともあります。

都立学校における改正に合わせ、本区においても、板橋区の事務引継に係る取扱に準じて、区立学校職員に対する規定を整備し、適正に事務引継を行うことを目的としたものです。

事務引継についての改正の概要といたしましては、主な概要として2点ございます。

1点目として、改正前の規則でも規定している事務引継書を作成して行わなければならない事務引継について、これまでは口頭により行うことができるとする例外的規定を設けておりましたが、これを見直し、東京都立学校と同様に、また、本区の事務引継に係る取り扱いに準じて、管理職、これは校長及び副校長ですが、管理職は口頭による事務引継を行うことができないこととするというものです。

2点目ですが、新たに上司の責務として、部下の事務引継について、事前、ま

たは事後に引継内容を確認し、必要な措置を講じることを義務化したものでございます。

以上の2点です。

学校職員服務規程の改正に関する説明は以上です。

次に、議案第8号、学校職員出勤簿整理規程の一部を改正する訓令について、ご説明いたします。

地方公務員の育児休業、介護休業等に係る制度については、地方公務員の育児休業に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部を改正する法律が平成28年12月2日に交付され、平成29年1月1日から施行されており、新たな休暇として介護時間が導入されました。それに伴い、板橋区立幼稚園教育職員、区立学校の県費負担教職員及び常勤教員についても規定の整備を行うものです。

付則をご覧くださいいただければと思います。

付則1にありますとおり、板橋区における改正された条例は平成29年4月1日の施行を予定しているため、幼稚園教育職員については区の条例施行日からの施行といたします。

区立小中学校の県費負担教職員及び非常勤教員につきましては、都の条例の施行日にさかのぼって、平成29年1月1日から適用するものといたします。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

上 野 委 員 素朴な疑問なのですが、ここにある文章も、今の説明も、非常に私なりに気になったのは、この上司というのは、今まで、ずっと「上司」という表現なのでしょうか。

また、上司というのは誰を指すのでしょうか。

指 導 室 長 これは、地方公務員法による「上司の命に従う」というところが根拠になっておりますけれども、学校においては、職務命令を出すことができるということで、副校長、そして校長ということになります。

また、主幹教諭も自分の校務の職務内容によって、同じように職務命令を発することができると言われております。

上 野 委 員 では、通例的に、この「上司」という表現は、今までの慣例なのでしょうか。

例えば、「校長」という名称を入れるのではなくて「上司」という表現になると。

我々、教員現場では上司という認識は全くないです。私立ですと余計そうなのですが、教員というのは資格をもらった以上、余りそういう認識がないというのが、現場にいる人たちはそうではないかなという気がするのですけれども、不勉強なのかもしれません。

指導室長 特に公立学校におきましては、職員の意見も大事にしながら、しかしながら職員会議で、例えば校長が決めた方針について違う論議をするような、協議をするようなことも問題点として見られました。

そういったことも踏まえて、東京都の方では、国の法律改正に先んじて、職層を、新たな職の分化ということで進め、国の方も後から、そういう職層と言いましたけれども、現在のところは教諭の上に指導する立場として主任教諭という職を東京都は設けています。

また、その上の上位層として、主幹教諭という職層を設けています。そして、副校長、校長がいわゆる管理職ということです。

上野委員 管理職という表現でしたらわかるのですけれども、東京都も含めて、関連性があると思うのですが、「上司」というのは意外だったんですよね。すごく気になった言葉だなと思い、質問させてもらいました。

次長 今、確認してもらっていますが、地方公務員法上、学校職員もそうですけれども、我々も上司の職務上の命令に従う義務というのが課せられていまして、職務に専念する義務や秘密を守る義務など、服務について列挙されている中にそういう表記があるので、それをそのまま使っているのではないかと思われま

上野委員 ハラスメントについても色々と言われている昨今、ガバナンスが図られているのに、「上司」という1つの表現で成り立っているのですね。

指導室長 学校現場の規定なので少し違和感があるかもしれませんが、我々の事務局の職員も、区役所の職員も、同じ考え方で整理されていて、この規定の対象が学校の職員だったということになります。

上野委員 余り現場の教員間で上司という認識は薄いですよ。逆に、それであれば、浸透させなければいけないのかなと、今、感じた部分もありますけれども。そこから給料をもらっている。私立はそこから給料をもらっているから、よく「どこから給料をもらっているんだ」と言われてしまいますけれども、やはり公務員としての上司という制限が、国からとか、区から出るのであればそうなのですから、少し疑問に思いました。

教育長 よろしいでしょうか。

(はい)

教育長 では、お諮りします。日程第四 議案第7号及び日程第五 議案第8号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

途中ですけれども、本日の委員会は、1名から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○議事

日程第六 議案第9号 東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則

(地域教育力推進課)

教 育 長 続きまして、日程第六 議案第9号「東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則」について、地域教育力担当部長と地域教育力推進課長から説明願います。

地域教育力担当部長

議案第9号。

東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則。

上記の議案を提出いたします。

平成29年3月10日。

提出者は板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則。

東京都板橋区立学校施設開放条例施行規則（平成27年板橋区教育委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

第11条第2項中「有する校庭」の次に「（以下「夜間校庭」という）」を加える。

別表2、スポーツ、文化活動等、社会教育その他公共のために使用する場合の部中、「（夜間開放する学校に限る）」を「（夜間校庭を有する学校に限る）」に改める。

別表4を次のように改める。

別表4に関しましては、次のとおりですけれども、使用料の金額が変わっているということでございます。

付則ですけれども、この規則は平成29年4月1日から施行する。

提案理由でございますけれども、東京都板橋区立学校施設開放条例の一部改正に伴い、所要の規定を整理するとともに文言整理を行う必要があるということでございます。

詳細については、地域教育力推進課長より申し上げます。

地域教育力推進課長

それでは、板橋区立学校施設開放条例施行規則の一部を改正する規則について、ご説明いたします。

条例の改正につきましては、第三回の区議会定例会で既に条例案が可決されて

おります。

条例では1時間単位の使用料を定めておりましたが、施行規則では利用時間帯ごとに利用料金を定めていることから、今回、条例改正を受けて、各学校施設の料金利用表を改定するものでございます。

新旧対照表6／8ページの別表4の料金表をご覧ください。

1時間当たりの料金の改定額がおおむね10円ということでございましたので、別表4の利用料金表につきまして、おおむね3時間単位での利用料をお示しているものが多いことから、30円程度の改定となっております。

上記の改定につきましては、こちらの別表に記載のあるとおりでございます。

そのほか、「夜間照明を有する校庭」という表現を条文の中で使っておりましたが、別表の料金表の中で、「夜間校庭」という表現をしておりましたので、条文中も「夜間校庭」ということで表現を統一し、文言整理をしたものでございます。

料金の改定につきましては、条例案が可決後、既に利用団体の皆様には使用料の納付書をお送りするタイミングでお知らせをしているところでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 夜間の照明がついている学校というのはたくさんありますよね。ここに載っているのは、大谷口と志村二中と赤塚二中で、開放を行っているのはここということですか。

夜間照明の設備のある学校はこのほかにもありますよね。例えば、定期的な部活や地域のスポーツで使っていなくても、消防訓練とか、そういうもので使っているのを見かけたことがあるのですけれども、そこはどういった取り扱いになりますか。

地域教育力推進課長 それは夜間校庭とは規定されておられませんので、それはこの校庭開放のためにつけたものではございません。そういったものは料金はいただいておりません。

基本的に、この夜間校庭ということで3校だけ規定させていただきまして、夜間照明を使って利用している校庭ということで貸し出しをしております。

高 野 委 員 では、使用目的でそこは分かれているということですか。

地域教育力推進課長 はい。

高 野 委 員 分かりました。ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、お諮りします。日程第六 議案第 9 号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定します。

○議事

日程第七 議案第 10 号 榛名林間学園の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 29 年度協定の締結並びに平成 29 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第八 議案第 11 号 少年自然の家八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 29 年度協定の締結並びに平成 29 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第九 議案第 12 号 教育科学館の管理運営に関する基本協定及び平成 29 年度協定の締結並びに平成 29 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

日程第十 議案第 13 号 郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 29 年度協定の締結並びに平成 29 年度事業計画の承認について

(生涯学習課)

教 育 長 続きまして、日程第七 議案第 10 号「榛名林間学園の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 29 年度協定の締結並びに平成 29 年度事業計画の承認について」、日程第八 議案第 11 号「少年自然の家八ヶ岳荘の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 29 年度協定の締結並びに平成 29 年度事業計画の承認について」、日程第九 議案第 12 号「教育科学館の管理運営に関する基本協定及び平成 29 年度協定の締結並びに平成 29 年度事業計画の承認について」及び日程第十 議案第 13 号「郷土芸能伝承館の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 29 年度協定の締結並びに平成 29 年度事業計画の承認について」、一括して、地域教育力担当部長と生涯学習課長から説明願います。

地域教育力担当部長 議案第 10 号。

榛名林間学園の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成 29 年度協定の締結並びに平成 29 年度事業計画の承認について。

上記の議案を提出いたします。

平成29年3月10日。

提出者は板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

榛名林間学園の管理運営に関する基本協定を改定する協定及び平成29年度協定の締結並びに平成29年度事業計画の承認について。

榛名林間学園について、指定管理者と「基本協定を改定する協定」及び「平成29年度協定」を締結する。また、指定管理者より提出された「平成29年度事業計画」について承認する。

(1) 榛名林間学園基本協定の改定内容・榛名林間学園基本協定変更事項対照表・東京都板橋区立榛名林間学園の管理運営に関する基本協定を改定する協定書(案)。

(2) 榛名林間学園の管理運営に関する平成29年度協定の主な見直し概要・東京都板橋区立榛名林間学園の管理運営に関する年度協定(案)。

(3) 平成29年度榛名林間学園指定管理者事業計画概要・平成29年度東京都板橋区立榛名林間学園指定管理者事業計画書。

提案理由ですけれども、榛名林間学園の平成29年度業務実施に当たり、基本協定を改定する協定書及び平成29年度協定を締結し、指定管理業務の事業計画を承認し決定する必要があるということでございます。

議案第11号、少年自然の家八ヶ岳荘及び議案第13号、郷土芸能伝承館につきましても同様ということでございます。

それから、議案第12号。

教育科学館の管理運営に関する基本協定及び平成29年度協定の締結並びに平成29年度事業計画の承認について。

上記の議案を提出いたします。

平成29年3月10日。

提出者は板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

教育科学館の管理運営に関する基本協定及び平成29年度協定の締結並びに平成29年度事業計画の承認について。

指定管理期間開始となる教育科学館について、指定管理者と「基本協定」及び「平成29年度協定」を締結する。また、指定管理者より提出された「平成29年度事業計画」について承認する。

(1) 教育科学館の管理運営に関する基本協定概要・教育科学館基本協定変更事項対照表・東京都板橋区立教育科学館の管理運営に関する基本協定(案)。

(2) 教育科学館の管理運営に関する平成29年度協定概要・東京都板橋区立教育科学館の管理運営に関する年度協定(案)。

(3) 平成29年度教育科学館指定管理者事業計画概要・平成29年度東京都板橋区立教育科学館指定管理者事業計画書。

提案理由ですけれども、指定管理期間開始となる教育科学館について、「基本協定」及び「平成29年度協定」を締結し、「指定管理業務の事業計画」を承認し決定する必要があるということでございます。

詳細については、生涯学習課長よりご説明申し上げます。

生涯学習課長　それでは、ただいま上程されました議案 4 件につきまして、ご説明申し上げます。

まず、今回、生涯学習課が所管しております指定管理者による管理を行っている施設 4 施設につきまして、基本協定、年度協定、事業計画の承認を行うという議案になってまいります。

こちら、大変資料が膨大ですので、内容を抜粋した参考資料をご用意させていただきました。お手元の方に配付させていただいている A 4 の 1 枚、裏表 2 ページのものでございます。

まず、用語の確認をさせていただきます。

まず、基本協定というものでございますけれども、基本協定に関しましては、指定管理者を指定するに当たり、指定期間中、いずれの施設も 5 年間という指定期間を設けておりますが、その期間中を通して取り決めを行う、そういった協定でございます。

次に、年度協定ですが、こちらにつきましては、各年度の事業内容を踏まえて、その年度ごとに指定管理者と締結する協定になってまいります。

そして、事業計画です。これは各年度で指定管理者が実施する事業につきまして協議を行うというものでございます。

それでは、まず、基本協定の改定に先立ちまして、これら 4 施設の状況でございます。

議案第 10 号の榛名林間学園、議案第 11 号の少年自然の家八ヶ岳荘、議案第 13 号、郷土芸能伝承館につきましては、既に指定管理者の業務を、現在、実行している状況にございまして、指定期間中における基本協定の改定となっております。

議案第 12 号におきまして教育科学館が取り上げられておりますが、こちらは、平成 29 年度より新しく指定管理者の指定を行うものでございますので、こちらは新規の協定の締結となるものでございます。

まず、基本協定の改定でございます。

これは全ての施設に共通して言える事項をご説明させていただきます。

まず、個人情報の取り扱いに関する条項、こちらに変更が生じてございます。

個人情報保護法が改正されたことによりまして、従前は 5,000 人以上の個人情報を取り扱う事業者が規制の対象となっておりますが、人数の規定が撤廃されたことによりまして、小規模事業者も個人情報保護法の規制対象となりました。

さらに、マイナンバーを含みます特定個人情報を取り扱う場合におきましては、より一層厳しい個人情報保護が求められます。このため、従前は板橋区の個人情報保護条例を根拠として基本協定及び個人情報の保護に関する特記事項で定めていた個人情報保護措置、こちらを、個人情報保護法を根拠とするよう文言を改めるものでございます。

次に、年度協定に関する変更事項でございます。

各施設共通の部分につきまして、ご説明させていただきます。

国旗及び区旗の掲揚に関する条項を年度協定の中に盛り込ませていただいております。

区で定めます統一的な指針では、「指定管理者制度の運用に関する指針」というものがございますけれども、こちらで、祝祭日に際しまして、国旗及び区旗の掲揚を行うこととしております。

それぞれの施設での取り決めが全区的に統一されていなかったという背景がございますので、今般、年度協定書において定める。その中で仕様書というものがございますが、年度協定書において定める仕様書の中において、国旗及び区旗の掲揚を定めるものでございます。

なお、今回、新しく基本協定を締結いたします教育科学館につきましては、基本協定の中に国旗及び区旗の掲揚を定めさせていただきます。

次に、年度協定に関する変更事項がございました。

これは、各施設、個別の事項となりますので、施設ごとにご説明させていただきます。

いずれの施設におきましても、基本的な協定の内容は継続しております。ただし、備品購入等に要する経費、また、工事に要する経費などは各年度で変動いたしますので、その内容を年度協定において定めさせていただいているものでございます。

参考資料の裏面をご確認ください。

まず、「榛名林間学園」でございます。

榛名林間学園の管理運営に関する平成29年度協定の主な見直し概要をご説明させていただきます。

こちらにつきましては、資料ですと12ページに該当します。

資料は、各ページの右下にページ番号を打ってありますので、そちらのページ番号でご案内申し上げます。

まず、平成29年度協定の中におきまして、除湿機、冷凍冷蔵庫、金庫、消火器等の購入経費を平成29年度分の経費として計上してございます。

次に、建築物定期点検に要する経費が生じたので、こちらを平成29年度分の経費として計上させていただきました。

次に、平成29年度榛名林間学園指定管理者事業の計画概要でございます。

資料の48ページです。

平成29年度におきまして、主な変更点、こちらを抜き出して記述がございません。

資料の50ページです。こちらのページの一番下のところです。

3番としまして、平成29年度の主な変更点というものが記載されております。

3点、変更点がございます。

まず、牛乳の販売価格の変更を行います。仕入れ価格が高騰したことによりまして、現行の75円から80円に改めるものでございます。

次に、自主事業として実施しておりました「ホテル観賞とバーベキュー」、こちらのイベントが好評によりまして、回数を増やしたいということで、28年度は2回だったものを、29年度は3回実施するという事で改めるものでございます。

3点目は、港区の夏季学園を受け入れておりましたが、港区の宿泊施設、こちらが箱根の火山活動で利用できなかつたものですが、今般、火山活動が落ちついてきたということで、自区の施設で実施できるようになったということで、港区の夏季学園の受け入れが終了いたしました。これに伴います運営費の収入・支出の減が生じてございます。

続きまして、「少年自然の家八ヶ岳荘」についての変更点をご説明申し上げます。

まず、少年自然の家八ヶ岳荘の管理運営に関する平成29年度協定の主な見直し概要です。

資料では12ページになります。

こちらで管理業務経費の部分が第5条に記載されておりますが、ページをまたぎまして、14ページになりますけれども、こちらの中で、建築物定期点検に要する経費、こちらを平成29年度分の経費として計上させていただいております。

次に、平成29年度少年自然の家八ヶ岳荘指定管理者事業計画概要でございます。資料は56ページになります。

平成29年度の主な変更点が記載されております。

資料の59ページになります。

2点、変更がございます。

自主事業として実施しております「八ヶ岳荘に泊まるバスツアー」、こちらもお好評だったために、回数の増加を行います。

28年度は5回だったものを29年度は8回に増加させていただきます。

あわせて、利用者数・人員配置計画に基づきまして、管理運営収入・支出が増額となっております。

次に、「教育科学館」につきましてご説明申し上げます。

こちらは、新規の基本協定の締結、年度協定の締結、事業計画の承認ということになってまいります。

まず、基本協定書の内容の変更でございます。

従前の指定期間5年間と比較しまして、変更になった部分をご説明いたします。

資料につきましては、3ページになります。

新旧対照表が出てまいります。こちらの中で、第7条の規定になります。

第7条の規定の中で、最低賃金をはじめとします各種法令の遵守規定を明記いたしました。

次に、12ページになります。

自主事業を実施できる旨の規定を改めて追加してございます。

次に、17ページでございます。

教育科学館は施設の老朽化等が進んでおりまして、今回、5年間の指定期間中

に、場合によっては大規模改修等を行う必要が生じるという可能性がありましたので、施設の改修工事等による指定期間の変更ができる旨の規定を設けさせていただきました。

次に、18ページです。

リスク分担に関する規定。こちらは、従前、年度協定で規定しておりましたけれども、基本協定をするものでございます。

続きまして、47ページになります。

教育科学館の管理運営に関する平成29年度協定概要でございます。

同じページの管理運營業務仕様書の部分をご覧ください。

中高生勉強会事業への協力をすること、そして、プラネタリウム上映回数を増加させること、貸出施設の料金の改定を行うことにつきまして内容を改めてございます。

次に、119ページになります。

こちらは、平成29年度教育科学館指定管理者事業計画概要になります。

こちらにおきまして、事業計画の概要が出ておりますけれども、従前と違う部分につきましてご説明をいたします。

資料の121ページです。

土日祝日におきまして、プラネタリウム上映回数の増加を行います。

また、工作教室などの新規事業を含めまして、全体の科学教室の増加を行います。そして、ロボットプログラミング教室を今まで行っておりましたが、それに加えまして、スクラッチというプログラムを用いましたプログラム開発教室を実施するものでございます。

最後になりますが、「郷土芸能伝承館」についてご説明申し上げます。

郷土芸能伝承館の管理運営に関する平成29年度協定の主な見直し概要でございます。

資料の12ページになります。

自転車、国旗の購入経費を平成29年度分の経費として計上いたします。

また、トイレの洋式化工事に要します経費を平成29年度分の経費として計上いたしました。

次に、平成29年度郷土資料館指定管理者事業計画概要でございます。

37ページになります。

平成29年度の主な変更点が次の38ページに記載されております。

こちらにつきましては、使用料の見直しがございました。

こちらが、項番の3に記載されておりますけれども、使用料、手数料の見直しによります各部屋、各時間帯の使用料金、それぞれ区分当たり200円の値上げを行うというものでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員　まず、八ヶ岳荘については、昨年度、アレルギーのことで色々問題点が見つかったということで、こちらの方にマニュアルを添付していただきました。

同様に、榛名の方では、昼食、このマニュアルを見比べて違っているところは、八ヶ岳荘では外に発注したものに関するものがしっかりと書かれているようになっていますが、榛名の方では、昼食というのは、ここにメニューがあるものを榛名でつくって、外に発注することはないということですか。

生涯学習課長　現状ではそのようになっております。

高野委員　そうすると、万が一、今後、そういうことがあるときには、この八ヶ岳荘に倣って、また、そこもしっかりとルールをつくっていくということですね。

生涯学習課長　そうですね。ただ、これは予防措置という考えがありますので、今の高野委員のお話も踏まえまして、前もって規定しておく方が望ましいと思いますので、その旨、現地と調整させていただいて、早急にマニュアルは整備していきたいと思えます。

高野委員　お願いいたします。

それと、あと、八ヶ岳荘の方は、今年から新しい指定管理者になったわけなのですが、実際、ここに出ている資料というのが1月の時点での人数で、まだ年度が終わっていないので、最終的なものが分からないということなのですが、その辺、順調に利用されていたのかどうかというところが、この29年度の協定を結ぶ前に、まず、そこが1つ気になったのですが、いかがでしょうか。

生涯学習課長　利用につきましては、従前の指定管理者と同様に順調に行われております。

ただ、青健事業とその他の団体の事業が重なってしまった場合というケースで、利用の人数が変動しているという背景はございます。

高野委員　あと、小さいことなのですが、国旗に関して書いてあるので、この郷土芸能伝承館のところで、国旗購入ということで予算立てしているのですが、ほかのところでは、細かい予算立てのところは見えてないのですが、その辺はもう既にしっかりとそれぞれの館でそういうものは準備されていて、これに対応して実施できるということでしょうか。

生涯学習課長　そのとおりです。

高野委員　分かりました。

教育長　ありがとうございます。そのほかは、いかがでしょうか。

(なし)

教 育 長 私の方から1つ。教育科学館に関しまして、指定管理者は変更なしというところもあるのですが、教育委員の方々と事前に御影池館長ともお話しして、特にロボットプログラミング教室に加えてスクラッチ教室、パソコンルームの活用というところは、ぜひ、教育委員会、生涯学習の方からも積極的にアプローチというか、一緒に考えながらグレードアップしていただきたいと思っています。

特に青木委員から色々な提案が出されていますので、それを十分活用して進めたいと思います。

と同時に、新しい学習指導要領で小学校はプログラミング教育というのが始まると、そういうところも踏まえて、先導役として推進していくようなことを進めていただければと思います。

ぜひ、教育科学館だけに任すということだけではなくて、積極的に教育委員会もアプローチを、事務局もアプローチをしていただければと思います。

生涯学習課長 ありがとうございます。今、教育長からお話がありましたプログラミングの関係ですけれども、実は青木委員からご提案をまた新たにいただきまして、ファーストレゴというロボットプログラミングをパソコン室の中で完結させるのではなくて、その学んだ成果を色々な人たちに見てもらおうということで、フィールドというロボットを動かす台座をロビーなどに設置できないかというご提案をいただきました。

これにつきましては、現在、教育科学館と調整しておりまして、できるだけ色々な人に見ていただく、現地に来た子どもたちも興味を持って、自分たちもやってみたいという気持ちを掘り起こしていこうということで、前向きに、今、考えているところでございます。

教 育 長 よろしく願いいたします。

上 野 委 員 年度協定に関する変更事項の国旗と区旗の掲揚に関してというところなのですが、この教育委員会で変更、統一するということは、今まで規定がなかったということだと思うんですね。

例えば、今日は半旗になっているんですかね。

今日、警察は全て半旗です。国会議事堂も半旗になっているらしいです。その辺の、先ほどの「上司」の件ではないのですけれども、区長が命令するのか、教育長が命令するのか。

例えば、今日、小学校、中学校はどういう状況になっているのでしょうか。

教育総務課長 国の方から通達がありまして、それに基づいて、小中学校であれば教育委員会から指示を出しているという形になります。また、この庁舎であれば、庁舎管理という部分で、区長がやはり指示を出すという形になります。

上野委員 今日はどうなっているのですかね。

教育総務課長 半旗で指示を出しております。

中央図書館長 区立図書館の方も、本日と明日が半旗ということで指示を出しています。

教育総務課長 国の方からも来ていますので。

上野委員 ありがとうございます。小学校、中学校も状況は。

教育総務課長 同じです。

上野委員 ありがとうございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、お諮りします。日程第七 議案第10号から日程第十 議案第13号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

○議事

日程第十一 議案第14号 東京都板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定を改定する協定及び平成29年度協定の締結並びに平成29年度事業計画の承認について

(中央図書館)

教 育 長 続きまして、日程第十一 議案第14号「東京都板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定を改定する協定及び平成29年度協定の締結並びに平成29年度事業計画の承認について」、地域教育力担当部長と中央図書館長から説明願います。

地域教育力担当部長 議案第14号。

東京都板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定を改定する協定及び平成29年度協定の締結並びに平成29年度事業計画の承認について。

上記の議案を提出いたします。

平成29年3月10日。

提出者は板橋区教育委員会教育長、中川修一でございます。

東京都板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定を改定する協定及び平成29年度協定の締結並びに平成29年度事業計画の承認について。

東京都板橋区立図書館について、指定管理者と「基本協定を改定する協定」及び「平成29年度協定」を締結する。

また、指定管理者より提出された「平成29年度事業計画」について承認する。

(1) 東京都板橋区立図書館基本協定の改定内容・東京都板橋区立図書館基本協定変更事項対照表・東京都板橋区立図書館の管理業務に関する基本協定を改定する協定書(案)。

(2) 東京都板橋区立図書館の管理業務に関する平成29年度協定の主な見直し概要・東京都板橋区立図書館の管理業務に関する年度協定(案)。

(3) 平成29年度東京都板橋区立図書館指定管理者事業計画概要・平成29年度東京都板橋区立図書館指定管理者事業計画書。

提案理由でございますけれども、東京都板橋区立図書館の平成29年度業務実施に当たり、基本協定を改定する協定書及び平成29年度協定を締結し、指定管理業務の事業計画を承認し決定する必要があるということでございます。

詳細につきましては、中央図書館長よりご説明申し上げます。

中央図書館長 議案第14号につきまして、ご説明させていただきます。

まず、お手元に配付させていただいております参考資料、肩に「中央図書館」と記載している議案第14号のものをご参照ください。

また、資料は1ページをご覧ください。

平成25年度より、5年間の基本協定を区立図書館10館の運営事業者3事業者とそれぞれ締結しているところでございますけれども、それぞれの事業者との基本協定を主に3点改定させていただきます。

改正点の1点目は、参考資料の方の1、基本協定の改定。共通事項をご覧ください。

こちらは、先ほど生涯学習課所管施設でご説明がありましたとおり、同様の改正でございます。

個人情報の取り扱いに関する条文及び「特記事項の差し替え」を行うものです。

2点目につきましては、指定管理者が実施する自己評価に関する条文の変更で、こちらは文言修正でございます。

3点目につきましては、こちらも先ほどの生涯学習課所管施設と同様で、国旗及び区旗の掲揚についての条文の追加でございます。

複合施設で図書館が施設管理者とはなっていない赤塚図書館、清水図書館を除く図書館について規定しております。

詳細につきましては、3事業者それぞれと提携する改定する協定書(案)を資料3ページから記載しておりまして、同様に7から8ページ、11、12ページに掲載しておりますので、後ほどご確認いただければと思います。

次に、参考資料の2番、中ほど、平成29年度協定に関する主な改定内容をご覧ください。

こちらは、主な改定内容は共通事項で2点ございます。

1点目は、平成29年度に新たに実施するイベント、「とびだせ！としょかん！」事業実施に伴う、管理業務経費の増額を規定するものでございます。

来年度、秋に、区立図書館全館合同で、10月の休日に、新たな中央図書館が移転する予定の平和公園の近くの教育科学館、常盤台地域センターを会場といたしまして、親子で絵本をテーマに一日楽しめるイベントを開催する予定です。

そのイベント実施に要する指定管理事業者のスタッフの従事にかかる人件費相当分を各事業者へ管理業務経費として増額いたします。

資料の44ページをご参照ください。

こちらは第5条でございます。

(1)のところに、「人件費等管理運営経費「とびだせ！としょかん！」活用に係る経費を含む」と記載してございます。

また、2点目につきましては、第5条に、利益等の超過金が発生した場合の還元方法の選択についての内容を分かりやすく集約するものでございます。

最後に、高島平図書館を運営する図書館流通センターとの平成29年度協定書については、生涯学習課が新たに実施する予定の同図書館内における中高生勉強会について協議する事項を追加いたします。

こちら資料の47ページ。高島平図書館に関する特記事項に記載させていただいております。

続きまして、参考資料の3、平成29年度事業計画についてご説明させていただきます。

データの方は、事業計画の3ページをご覧ください。

事業計画につきましては、同じく運営をしております3事業者に分かれてございます。いずれも指定管理期間5年間のうちの5年目、最終年度に当たるものでございます。

業務の内容につきましては、管理運営業務と図書館サービスに分かれていますけれども、3事業者とも、管理運営業務につきましては、先ほど基本協定、年度協定でご説明しました点以外、大きな変更点はございません。

各施設につきましては、来年度、3事業者ごとに重点目標を定めてございますので、ご説明させていただきます。

参考資料の方の3の①重点目標といたしまして、「絵本のまち板橋」の実現に向けた取組、レファレンスのデータベース化に向けた取組、学校連携・地域連携の強化の3点でございます。それぞれにつきまして、参考資料の裏面の方に、事業計画の具体的な事業名を記載しております。

最後に、参考資料の方の最終、②新規事業等をご覧ください。

こちら、先ほども管理運営業務費の増額の際ご説明させていただきました「とびだせ！としょかん！～絵本の世界へようこそ～」を実施いたします。

また、「板橋区子ども読書活動推進計画2020」の来年度事業につきまして、

実施を行います。

さらに、櫻井徳太郎生誕100周年に当たりますので、各図書館で、巡回展示を行います。

今回の事業計画の総括といたしまして、来年度は、事業計画は指定管理期間の最終年度でございます。5年間の目標として各事業者が示したサービス水準の達成に向けまして、入館者数の増加や生涯学習事業、学校や地域との連携事業に積極的に取り組む計画となっております。

また、毎年実施しています利用者の満足度評価の結果に対する対応を具体的に示しています。

さらに、中央図書館を核といたしまして、地域図書館が連携して、新たな中央図書館の新規事業の準備や図書館サービスの向上に取り組む計画となっております。

簡単ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高野委員 私の方は、事業計画の方を拝見したんですけれども、3つの会社の中で、重点のところは共通しているんですけれども、それ以外のところで、今度、来年度は読書通帳が子供たち全員にわたるということで、読書通帳に関する取り組みについて書かれている館もあれば、ないところもあったので、そこはしっかりと全館共通して取り組んでいただきたいなということを感じました。

それと同様に、やはり家庭読書の日についても、積極的に取り組んでいるところと全然記載のないところとありますので、読書通帳と家庭読書の日について、やはりこれは全部の館で統一して取り上げていただきたいと思いました。

それと、高島平図書館での中高生勉強会ということなんですけれども、これは先ほどの教育科学館でもこういう会ができる、あと、まなぼーとの方でもあるということで、それぞれが別々に取り組んでいくということではなくて、やはり利用する方から見て、ここでも、ここでもというような、利用者を中心とした利用の説明というか、情報をぜひお願いしたいなと思いました。

中央図書館長 今、高野職務代理者からお話がありました読書通帳につきましては、重点事業としておりますので、こちらにつきましては、読書活動推進計画2020の推進ということに含めており、具体的な記述がなかったところもありますので、今一度周知徹底を図っていきたいと思っています。

また、家庭読書につきましても、それぞれの図書館だよりに必ず記載するのですとか、徐々にではありますけれども浸透し始めているのかなというところもありますので、さらに普及してまいりたいと思います。

また、高島平図書館で新規に実施するものにつきましては、生涯学習課で所管ということで、会場を提供して、また、その中高生たちに図書館利用も促進していただきたいという思いもあります。

内容については、生涯学習課長からご説明をお願いいたします。

生涯学習課長　それでは、高野委員からお話がありました中高生勉強会の件につきまして、少しご説明させていただきます。

従前、大原と成増のまなぼーとで行っていた中高生勉強会ですけれども、子どもの貧困対策と、また、学ぶ機会の提供、そういった色々な視野から拡大していこうということで、平成29年度は拠点を5カ所に拡大させていただきます。

従前、実施しておりました、まなぼーと大原、成増に加えまして、5つの地域で区域を分けまして、子どもたちが自転車を通える範囲を想定してブロック分けをしました。

板橋のエリアですと、区役所6階にあります教育支援センターで実施いたします。それから、常盤台のエリア、こちらは教育科学館を会場といたします。志村地域につきましては、従前行っていたまなぼーと大原、成増地区はまなぼーと成増、そして、高島平エリアは高島平図書館ということで、それぞれ実施する曜日をずらしながら、学びたい子どもたちはどこへでも行けるような形で、今、設定している最中です。

今後、事業者をプロポーザルで募集しますので、色々な提案を受けながら、子どもたちの学ぶ機会の提供、そういったことに努めていきたいと考えております。

高野委員　大変すばらしい取組だと思います。よろしくをお願いいたします。

松澤委員　様々な業者が色々な事業を展開していると思うのですが、先ほどの榛名林間学園、八ヶ岳荘、教育科学館、郷土資料館と色々な業者の自主事業について、どういったものを実施しているのかによって、そういうイベントをやることによって利用者の方が増えてきて、そちらで来ていただいた方にどれだけの行政サービスというか、そういうものができるかということでリピートしていくのではないかなと考えておまして、やはり少ない金額でいかに高いパフォーマンスができるかということが非常に求められてきているのかなと感じております。こちらの委託業者の方も、事業を新しく何かをするというのは非常に大変だと思うんですね。

それをやったことによって、その自主事業も評価対象になっていくような仕組みづくりというのが必要ではないかなと感じておまして、特に図書館の方は、例えばですけれども、地域性がございますので、各地域で同じことをやっても、多分、違う印象があるのではないかなと感じております。

なので、各地域で、どういった事業にどういった人が集まっているのかという、そういったデータも教えていただいたり、あとは事業の予算がどれぐらいかかっているのか、イベントに、人を集めるのにどれぐらいの予算がかかっているのものを教えていただけたらすると、より効果的な事業で、そういった運営をしていただくというのがいいのではないかなという気がしました。

特に図書館の方は、大きな事業はかなり用意されていると思うのですが、日々の自主事業の方は私たちが分からないので、そういった話も聞けたり、あとは、

先ほど教育長がおっしゃっていた、教育科学館なんかは新しい分野にまた色々挑戦していただいているので、今までやってきていないのですけれども、そういった事業を新しく事業者独自で動かせるというのは、そちらはお任せしているのか、それとも区の方でこういった事業があるよということをしているのかというのは、どんな感じなのでしょう。

生涯学習課長　　今、松澤委員からお話がありました自主事業の部分ですけれども、まず、指定管理者に関しましては、その施設を活用して、区民のための、いわゆる行政サービスをきちんと提供させる、これが基本の指定管理業務になってまいります。

それにプラスして、事業者の発案によって、その施設を活用して様々な事業展開ができる、これが自主事業になってまいります。

こちらにつきましては、区として何をやってくださいという提案は基本的にはできません。ただし、情報提供は今までも様々なものをさせていただいています。

一例をとると、教育科学館におけるロボットプログラミング、こういったものは、青木委員からのご発言もありまして、情報を提供したところ、ぜひやってみたいと。

その自主事業における歳入はその事業者の歳入になってございます。そういった形で、できることがあれば、そういった歳入を増やしつつ、事業者が自立して歳入を得ながら、その分、指定管理料を圧縮できるような効果もありますので、両方にメリットがある。そういったことで、自主事業の展開はぜひ進めていきたいと思っているところです。

また、自主事業の提案を、実は指定管理者の選定委員会の中で評価する際に、その部分につきましても、いわゆる事業者のやる気という形で私どもは受けとめて採点しています。

要は、自主事業をたくさんやって区民に喜んでいただきたい、もっとたくさん来ていただきたいという事業者は最終的には指定管理者となり得る、そういった形の採点をしていくということで評価をさせていただいているところでございます。

中央図書館長　　図書館におきましては、図書館事業といたしまして、先ほどお話をさせていただいたサービス水準というところで、細かく、生涯学習事業ですとか、また、地域連携、障がい者サービスということで目標値を定めて実施していただいております。

細かいところがなかなか見えにくいということですが、定例的なおはなし会ですとか、また、展示ですとか、映画会などに当たるのかと思います。

そういったものは、広報いたばしですとか、また、それぞれのホームページで毎回PRをしているところですが、それから、今はかるがもタイムですね、赤ちゃん連れのお母さんたちが気兼ねなくその時間を過ごせる、そういったことで力を注いでいるところでございます。

大きな事業といいますのは、恐らく、今回、「とびだせ！としょかん！」です

とか、合同イベントのお話、また、調べる学習コンクールなどの、学校、また図書館と連携した事業のことを指すのかなと思いますけれども、それぞれ事業については、各事業者、力を入れてやっております、また、地域の特色についても、その地域連携事業の中で、赤塚なら農業まつりですとか、また、赤塚にある施設に足を運びまして事業の実施をしている状況です。

さらにそういった部分につきましては、地域図書館という特性を生かして、ネットワークよく学校連携、地域連携を、今、行っているところがございますので、それについての成果ですとか、また、効果ですとか、その辺につきましても、こちらできちんと検証して、また、事業が区民の方々のニーズ、また、地域の特性を捉えたものになっていくように工夫してまいりたいと思っております。

松澤委員 今おっしゃっていただいたような形で、やはりその施設をどういった方が今利用されていて、どういった方にこれから来ていただきたいかということもある程度認識した上で事業を展開していただければ、やはり限られた予算の中で非常に効果が出られるのではないかなと思いますので、そういったことを分析しながらこれを進めていただければと思います。

よろしく願いいたします。

中央図書館長 ありがとうございます。

教育長 それぞれの事業計画の中で、図書館流通センターの中の学校連携、団体貸出というところを書いてあるのですが、ほかの事業者ももちろんやっているわけですよ。

中央図書館長 はい。

教育長 あと、いわゆる図書館ボランティアの育成というのは、これは中央図書館がやっているということですか。

中央図書館長 中央図書館でボランティア養成講座、学校図書館ボランティアも含めて、今、現在、行っております。

教育長 では、地域図書館ではやっていない。

中央図書館長 地域図書館も個々のつながりでボランティアを活用している指定管理者さんも多くあります。

全館でやっているという状況ではないですけれども、地域の方を集めて図書館のイベントの際に手伝っていただくなど、そういった事例がございます。

中央図書館で養成しているボランティアなどについては、全てボランティア保

険に加入させていただいて、中央図書館からご要望の学校の図書館にエリアの地域図書館を通じて派遣するといったようなことを行っております。

教 育 長 最後です。櫻井徳太郎生誕100周年ですけれども、これは区長部局も関係していますよね。

中央図書館長 はい。

教 育 長 ここをうまく連携しないと、区長部局と教育委員会がやはりうまく手をつないでイベント等にかかわっていただければと思いますので、その辺の連携を密にいただければと思います。

中央図書館長 はい。

教 育 長 よろしいでしょうか。

(はい)

教 育 長 では、お諮りします。日程第十一 議案第14号については、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

教 育 長 では、そのように決定いたします。

それでは、報告事項に入ります前に、先ほど上野委員のご質問の「上司」について、補足説明を指導室長の方からお願いしたいと思います。

指 導 室 長 先ほどの「上司」という用語の使用について、補足の説明をさせていただきます。

先ほども地方公務員法ということで少しご説明させていただいたところですが、地方公務員法第32条に、「職員はその職務を遂行するに当たって、上司の職務上の命令に忠実に従わなければならない」という規定があります。

この法令や、また、上司の職務上の命令に従う義務ということがここで規定されているということを踏まえまして、公立学校の職員については、今回のこの規定の中でも「上司」という言葉を使用しているということでございます。

以上でございます。

教 育 長 それから、先ほどの傍聴のお申し出ですけれども、さらに1名の方からなされております。本日、2名の方から傍聴申し出がなされており、会議規則第30条により許可しましたので、お知らせいたします。

○報告事項

1. 平成29年第1回区議会定例会（2月）一般質問答弁要旨
（教育委員会関係）

（資料・地域教育力担当部長）

教 育 長 それでは、報告事項を聴取します。報告1「平成29年第1回区議会定例会（2月）一般質問答弁要旨（教育委員会関係）」について、地域教育力担当部長から報告願います。

地域教育力担当部長 それでは、去る2月15日開催の第一回区議会定例会一般質問についてのご報告をさせていただきます。

1 ページから、共産党、荒川なお議員からは、中央図書館の平和公園への移転についてというくくりで、駐輪場の計画について、区民全体を対象とした意見交換会について、平和公園利用団体を対象にした説明及び意見聴取について、区立図書館の配置についてのご質問と子供の外遊びについてのご質問がございました。

質疑の一部をご紹介しますと、新中央図書館の建設に合わせ、図書館から離れた地域のあり方について研究するとしていたが、検討状況はいかがかのご質問に対し、図書館から離れた地域には、返却ポストの設置や図書資料の団体貸出、各地域図書館からの出張サービスを充実することで、図書館利用の利便性の向上に努めている。

加えて、電子書籍の提供など、非来館型サービスについて検討を進めているところであると回答しております。

次に、3 ページからの民進党、おなだか勝議員からは、学校の適正規模・適正配置についてというくくりで、協議会での議論を通じて感じた地域の反応について、児童数の動向について、学校統廃合計画の見直しについて、大規模校対策についてのご質問がございました。

質疑の一部をご紹介しますと、大規模校に対してどのような対策を考えているのか。対策を講じたことで適正規模になった事例があったらお示しいただきたいとのご質問に対し、18学級を超える大規模校への具体的な対策としては、入学予定校変更希望制度において、適用除外校とすることをはじめ、通学区域の変更や普通教室化工事など、施設面の対応を行っていくことになる。

適正規模を超える予測であった志村第二小学校、志村第四小学校、前野小学校、富士見台小学校は、平成26年度の通学区域変更等によって、現在は適正規模になっていると回答しております。

続いて、4 ページからの自民党、山田貴之議員からは、教育関係のご質問が大変多く出されました。

教育についてというくくりで、教育予算の見せる化について、学校施設の工事計画について、ソーシャルワーカーについて、不登校改善重点校について、不登校対策の推進、「家庭教育支援チーム」について、デジタル教科書についてのご質問が、また、新中央図書館と教育科学館についてというくくりで、「絵本のま

ち」について、中央図書館の新しい価値について、ワークショップ機能について、教育科学館について。

さらに、シティプロモーションと文化財保護についてというくくりの中で、文化財行政のご質問、その他、行財政課題についてというくくりで、私立幼稚園障害児就園運営費補助金制度のご質問がございました。

質疑の一部をご紹介しますと、いたばし学び支援プラン2018に盛り込まれている不登校対策では、不登校改善重点校として、小学校2校、中学校3校を指定するとしている。

どのような取組を行っていく予定であるか説明を求めるとのご質問に対し、不登校改善重点校では、東京都教育委員会の学校と家庭の連携推進事業を活用し、地域の民生・児童委員などの支援員による支援や、臨床心理士などのスーパーバイザーによる助言を受け、不登校の児童生徒への支援や、その保護者との相談等を行っている。

また、各校の校内委員会において、支援やスーパーバイザーと対応策を協議し、不登校児童生徒の家庭を訪問するなど、社会的な自立や登校復帰に向けた支援を講じていると回答しております。

また、障がい児を受け入れている私立幼稚園に対して、保育士の増設置を支援するための補助金制度を早急に実現していただきたい。補助金制度の必要性について見解を問うとのご質問に対し、区立幼稚園における障がい児の割合は、近年増加傾向にあり、区内の幼稚園において障がい児の人数は増えてきていると考えている。

幼児教育に関わる公立・私立幼稚園での障がい児の受け入れは重要な課題の1つと認識しているが、障がい児に対する幼児教育の全体像について十分に把握できているとは言えない状況である。

そのため、平成29年度には、私立幼稚園における障がい児の受け入れ状況について、私立幼稚園協会と協議しながら実態を把握するとともに、今後の総合的な障がい児支援のあり方を検討していくと回答しています。

続いて、9ページからの自民党の大野はるひこ議員からは、教育諸課題についてというくくりで、いじめについて、部活動の外部指導員制度について、校務支援システムの効果と手応えについてのご質問がございました。

具体的な質疑の一部をご紹介しますと、これからの運動部活動、文化部活動のあり方についての見解を問うとのご質問に対し、板橋区教育委員会では、文部科学省及び東京都教育委員会における部活動のあり方に関する方向性を踏まえながら、現在、部活動における活動指針の策定に向けて、中学校の教員や中学校PTA連合会などからの意見も聴取し、内容を検討している。

活動指針では、休養日を設けることや、一日の活動時間等の基準を示し、生徒の健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育むためのバランスのとれた運営と指導ができるよう、国や都に先んじて平成29年度に区立全中学校に提示し、その後、指針に基づき実施していく予定であると回答しております。

10ページからの公明党、鈴木こうすけ議員からは、児童連れ去り対策につい

てのご質問と、地域問題の中で新中央図書館の概要についてのご質問がございました。

質疑の一部をご紹介しますと、愛知県警では、連れ去りなど、子どもを狙った犯罪への対処法を学ぶため、新たな体験型のプログラムを立ち上げ、県内全小中学校でプログラム化を果たしている。本区でも、小学校低学年の子どもを対象に、連れ去り防止体験プログラムを導入してはいかがかとのご質問に対し、板橋区立小中学校では、東京都教育委員会による安全教育プログラムを参考に、「ついていけない」「のらない」「大声を出す」「すぐ逃げる」「知らせる」という連れ去り防止のキーワードを「いかのおすし」として、学校安全計画に基づき指導している。

また、区内全小中学校において、非行防止・犯罪被害防止のためのセーフティ教室を保護者・地域住民の参加のもと、警察庁と連携して実施している。特に、低学年を対象に、警察の指導のもと、連れ去りの未然防止について体験的に学んでいる。

今後も連れ去り対策では、自ら危険を予測し、回避する能力を高めるため、体験を取り入れた安全教育を、保護者や地域と連携しながら充実させていくと回答しております。

最後に、11ページからの公明党のしば佳代子議員からは、食育について、大人のモラル向上について、NIEの取組について、読書通帳システムについて、中学校入学式日程についてと、多くの切り口での教育委員会関連のご質問がございました。

質疑の一部をご紹介しますと、NIEの取り組みに関し、本区ではNIE実践指定校として1校が指定を受けて取組を行っている。学力向上に向けた取組の1つとして、NIEのさらなる実践を提案する。見解を伺うのご質問に対し、各学校では、学習指導要領に基づき、言語活動の充実を図るための手段の1つとして、国語科の学習で新聞の記事を読み比べたり、社会科の学習や総合的な学習の時間などで、新聞を活用して社会の出来事などの情報を収集したりする授業を行っている。

新聞を教材とした学習は、主体的に資料を選択し活用する力など、学力向上に向けて有効であると考えている。本区で指定を受けている金沢小学校の実践について、全校に情報提供していくとともに、学校図書館に新聞を置くなど、各校で工夫した取組を行えるよう促していくと回答しております。

また、区立中学校入学式日程に関し、ここ3年間の都立高校と区立中学校の入学式の日程が重なっている。家族が参加できなかった子どもが寂しい思いをしないよう、日程の調整をすべきである。見解を伺うのご質問に対しては、本区では、東京都板橋区立学校の管理運営に関する規則により、春季休業日は4月5日までと定めており、4月6日以降の日程で区立幼稚園・小中学校の入園式及び入学式が重ならないよう、校園長会と協議の上、毎年設定している。

年度当初の準備期間を考えると、現在より入学式の日程を早めることは困難であり、生徒の登校日数及び授業時数確保を考えると、現在よりおくらせることも

困難であると回答しております。

議会の報告は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいですか。

(はい)

○報告事項

2. 人事情報（都費職員・平成29年2月分）

(指-1・指導室)

(区費職員・平成29年2月分)

(総-1・教育総務課)

教 育 長 それでは、報告2「人事情報」について、初めに、都費職員について指導室長から、続いて、区費職員について教育総務課長から報告願います。

指 導 室 長 それでは、資料は「指-1」になります。
指導室が所管する県費負担の教職員の人事についてご報告いたします。
はじめに、正規職員についてです。
2月末の教職員数は、括弧の休職者なども含めて、総勢1,819人です。
1月末からの人数に変更はありません。
休職者等は、全体として132名で、先月に比べ、4名増えています。
内訳といたしましては、増えた要因として、病気休職に入った者が1名、育児休業に入った者が3名です。
次に、期限付任用教員についてです。
期限付任用教員の数は、1月末の時点から変更はありません。
以上でございます。

教育総務課長 続きまして、教育総務課の方から、区費職員の状況についてご説明いたします。
平成29年2月28日現在です。
最初に、一般職員・再任用職員・再雇用職員です。
前月、当月、182人で、人数に変わりはありません。
続きまして、2ページ目です。
非常勤職員です。こちらが前月795人に対して、1名減の794人になります。
内訳でございます。
まず、学習指導講師が1名減。青少年委員が1名減。それに対して、社会教育指導員が1名増でございます。合わせまして、1名減でございます。
内容ですけれども、学習指導講師が、志村六小で1名増、一方で、板橋第三中学校、赤塚第三中学校の2名減でございます。

また、青少年委員につきましては、高島平地区の1名が減です。

また、社会教育指導員ですが、産休代替の対応ということで、成増生涯学習センターの1名増員でございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。
よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

3. 平成28年度学校整備週間実施結果について

(総-2・教育総務課)

教 育 長 では、報告3「平成28年度学校整備週間実施結果について」、教育総務課長から報告願います。

教育総務課長 それでは、資料「総-2」でございます。

平成28年度学校整備週間実施結果でございます。

まず、1、学校整備週間の実施、2、実施結果の確認については記載のとおりでございます。

3、視察結果です。

昨年度の指摘箇所については対応済みでございました。また、老朽化等による施設改善等の要求は多くあったものの、その他は各学校等でおおむね良好に整備されていまして。一方、一部の学校で改善が必要な事項等がありました。

主な指摘事項でございますが、1件目が情報セキュリティー関係でございます。

2ページ目に参りまして、2点目が環境マネジメントシステム関係、化学物質の管理でございます。

3点目がICT機器の関係、電子黒板等の管理でございます。

4点目がその他安全対策。刃物等の管理及び図工室、家庭科室等の工具・備品等の整理整頓、あるいは校庭、階段、屋上等の不用品が撤去されずに放置されている。あるいは、4点目ですが、球技ゴールの転倒防止対策が適切に行われていない状況がありました。

続きまして、別紙1以降に、各学校別の点検報告がありますので、後ほど、ご覧いただければと思います。

さらに、別紙2に、今回、指摘事項がありまして、各学校の方で常に心がけるべき事項について、改めてこのような形で学校に通知させていただいたところでございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

よろしいでしょうか。

(はい)

○報告事項

4. 板橋区立郷土資料館の臨時休館について

(生－1・生涯学習課)

教 育 長 では、報告4「板橋区立郷土資料館の臨時休館について」、生涯学習課長から報告願います。

生涯学習課長 それでは、資料「生－1」をご覧ください。
板橋区立郷土資料館の臨時休館でございます。
臨時休館日につきましては、平成29年3月28日（火）から平成29年3月31日（金）までとさせていただきます。
休館理由につきましては、郷土資料館の特別展示撤収及び常設展示復旧のためでございます。
区民への周知につきましては、教育委員会告示、さらに広報いたばし、郷土資料館のホームページで周知いたします。
説明は以上でございます。

○報告事項

5. 「小学校入学前に身に付けたい10の生活習慣」の改訂及び3・4歳児向け生活習慣チェックシートの作成について

(地－1・地域教育力推進課)

教 育 長 続きまして、報告5「「小学校入学前に身に付けたい10の生活習慣」の改訂及び3・4歳児向け生活習慣チェックシートの作成について」、地域教育力推進課長から報告願います。

地域教育力推進課長 それでは、「地－1」の資料をご覧ください。
平成21年度より実施しております「小学校入学前に身に付けたい10の生活習慣」チェックシートについて検討を行いましたので、ご報告いたします。
また、入園の時期から生活習慣の定着を図るため、3歳児、4歳児向けの生活習慣チェックシートを作成いたしましたので、あわせて報告をいたします。
訂正箇所がございますが、2ページ目の別紙1をご覧ください。
訂正箇所の一覧となっております。
基本的な生活習慣につきましては、大きな変更はございませんが、(9)の「心を豊かに本を読もう」という内容につきましては、入学前の幼児には難しいのではというご意見をいただき、新しい方では、(5)の「自分のことは自分でしよう」と変更しております。
そのほか、「毎日食べよう、朝ごはん」、「朝、出かける前にトイレに行こ

う」など、生活習慣の内容は変わりませんが、表現を一部変えております。

また、次のチェック項目につきましても、基本的な内容については変更ございませんが、「読書」ではなく、「ほんをみたりよんだり」といった表現を少し変えております。

また、⑩の「あそびおわたたらかたづけをする」という項目を新しく加えております。

3 ページ目にチェックシートの様式の変更についてご説明しております。

これまでのA3ふたつ折りの4 ページ形式のものから、新しく12 ページの様式の方に変更いたしました。

4 ページから9 ページまでが新しいチェックシートとなっております。

後ほど、ご参考にご覧いただければと思います。

チェックシートのチェック回数を、これまでは年13回であったものを、4月から12月までは月1回、1月から3月は毎日と月末に1回というような形に変更しております。

イラストにつきましては、表紙や中面のイラストの女の子と男の子のイラストを統一いたしました。また、家族の形態が様々になっていることやジェンダーへの配慮ということで、イラストを変更しております。

入学直前の1月から3月は、毎日チェックを入れて利用できる様式といたしました。各ご家庭の状況に応じて取り組まれるように、チェックシートの使い方を記述し、過度なプレッシャーを与えないように配慮したいと考えております。

また、公立保育園・幼稚園では、本件の取組チェックについて、保護者向けの説明会等で話題に取り上げていただくこととしております。

14 ページから17 ページが新たに作成しました3歳、4歳児を対象といたしました啓発シートとなります。保育園、児童館、幼稚園等について配布し、活用を図りたいと考えております。

また、児童館におきましては、望ましい生活習慣の定着に関する事業が実現されるように、現在、所管課と協議中でございます。

1 ページに戻っていただきまして、検討会の委員と経過については記載のとおりでございます。

この後、保育園園長会、幼稚園園長会等で配布、周知をお願いし、4月上旬に各保育園、幼稚園、児童館等でチェックシートを配布する予定でございます。

簡単ですが、説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

上 野 委 員 検討委員会も、また、検討員のメンバーも、非常に多岐にわたって、また、私が物を言うような状況ではないかもしれませんが、私の考えとしては、10の生活習慣、これを浸透させるために、また3歳から4歳からということで準備されたのだと思うんですね。

年齢に応じて5つ、7つ、10と変化していくという状況だと思いますし、数

が減っているというところだと思うんですね。

ただ、数が減っている中で、どこが減っているのかと見ていくと、非常に重要なものが、難しいという部分があると思うのですけれども、重要なものが削られているのではないかなという感を受けます。というのは、なぜ重要なのかというと、非常に時間がかかるところなのではないかなと。

例えば習慣なので、板橋のモットーである本というところ、この辺が外されてしまっています。例えば絵本でも何でもいいと思うのですけれども、そのところが全てぶつ切りになっていくと、最終的に小学校に上がったときに、3歳のときこういうことをやっていたから、こうつながるのだというところがあるような気がするので、特にこの保護者の皆さんへというところの部分では、3歳も4歳も非常にいいことを書いてあるのですが、何か、身につけたい基本生活習慣のところなのだと思いますけれども、この中に心を育てる部分というのが全く入っていないような気がするんですね。

もう少し親子の関係、どうしてもやはり働いているという状況の中でそこが難しいのかもしれないのですけれども、やはりこの時期、特に3歳、4歳というのは親子の関係というのが非常に重要だと思うし、表現が私は適しているかどうか分かりませんが、例えば親に対して赤ちゃん言葉を使わないとか、極力そういうようなところで、語彙を増やすような仕組みの中で、親子との関係だとか、心を育てる部分、また、最終的に小学校に上がったときにつながっているというような状況がもう少し出てくるといいのかなというような個人的な意見と、これだけの専門家の方々が入っているわけですから、1意見として検討していただければと思います。

どうしても、何か、ぶつ切りになっている。10が、ただ単に7つ、5つと減っているというだけのような状況があるというような気がしました。

特に非常に時間がかかる。私は、特に(8)の「時間を決めよう、テレビとゲーム」、これは板橋区の問題点だと思うんです。また、「家族や友達とたくさん会話しよう」、こういうようなところをやはり、心を育てる部分と連携して、強調していただければと思います。

それと、保護者の皆さんへという部分は、非常にいいことが書いてあるのではないかなと思うので、もっと強調していただければと思います。

以上です。

教 育 長 ありがとうございます。

地域教育力推進課長 項目を少しずつ増やしてということにつきましては、委員の皆様のご意見もいただいて、子どもたちの成長段階にあわせてということで、5項目、7項目、そのようにさせていただいております。

また、こういったチェック項目を使うことで、保護者の方が子どものことをよく観察し、日ごろから子どもたちと触れ合っていくということになるかと思しますので、まず、こういったものを利用していただいて、子どもの成長に保護者の

方が常に気を配っていただけるようにということで啓発していただければと考えております。

教 育 長 今、上野委員からお話があった、このお約束の中に入れ込むのは厳しいにしても、保護者の皆様へというところに関して、例えば本の読み聞かせをしてというような、そのような文言というのはこれから入れることは可能ですか。

地域教育力推進課長 はい。保護者の皆様への部分については、これからまた印刷は庁内とする予定でございますので、可能です。

教 育 長 そうですか。では、今の上野委員のご意見も参考にさせていただいて。

地域教育力推進課長 分かりました。

上 野 委 員 しつこいようですが、意外と挨拶だとか、ここに書いてあることは親次第で短時間でできるような気がするんですよ。

ところが、親が何度も何度も時間をかけないとならない部分は、3歳からスタートしないと、最終的に小学校に上がった、このチェックシートをつけたときに、「ああ、こういうことをやっていたから、よかったね」という状況に結びつくのではないかなと思うので、意外とこの「早寝・早起き・朝ごはん」、僕はそんなに時間がかからないように、親次第でできるのではないかなと。そこはやはり時間がかかるものというのは結構あって、それは親が大変なんですよ。

そこのところを小学校に上がったときというときに、やっていてよかったなという状況をこの3歳、4歳に組み込んでいただけるとありがたいと思います。

教 育 長 そのほか、いかがでしょうか。
いいですか、松澤委員。

松 澤 委 員 今の上野先生がおっしゃったとおりで、やはり目に見えないところが最後には結果が出てしまうのかなと納得して聞いていたので、なかなかこういった紙を親御さんに配ってそれを伝えるというのはすごく難しいのですが、その紙を配る側の気持ちとして、早く始めていただいた方が後でこういった結果が出るんですよという、絶対的信頼感みたいなのが必ず出ますということを、何か伝えていただければありがたいなと私も聞いて思いました。

よろしく願いいたします。

上 野 委 員 心を育てると私は言いながら、この4歳の保護者の皆様へのところですね。4歳は生活的な特徴や個性が顕著になる。「なんで」、「どうして」と自分で物事を考えるようになる年齢ですと、非常にいいことを書いてあると思います。ただ、そこに対して、親もやはり心の教育というところで、これだけの項目でいい

のかなと思ってまして、外されている部分も結構時間がかかるのではないかなという気がいたします。

高野委員 私も、この「3歳からの」、「4歳からの」を見せていただいて、ここに使われている言葉が自分では今まで余り使ってこなかった言葉などがあって、でも、これは検討委員の中にそういった幼児教育の専門家の方がいらっしゃるの、そういうものなのかなというようには読んだのですけれども、また、この後、使っていたいただいたお母さんたちやご家庭の方たちに感想を聞いていただいて、本当にこういう言葉でいいのか、今回、新しく3歳、4歳についてはできたので、そういうところをぜひ検証していただいて、もっと切実に感じていらっしゃるかどうか、そういうご意見も聞いていただくことができると、さらによくなるのではないかなと思いました。

教育長 具体的にはあれですか、例えば「からだにエネルギーを注入だ！」などですか。

高野委員 私は「3歳から」の方の、3番の「おしっこ・うんちはトイレでしょう」と、これがすごく、この3歳児というのはまだおむつトレーニングをしていたりする子が幼稚園に行くときに、こういうことを目標にしているのかなと思うのですが、自分の中では、これぐらいお約束なのかというのが、そこについては、子どもの成長はそれぞれすごく違うので、無理やり急がせるものでもないのかもしれないし、早い子は、本当に1歳でおむつがとれたりするので、これが3歳のみんなに共通するお約束になるのかなと感じました。

でも、この保育の専門家の方たちが委員に入っているの、私がそんなことを言っているのかなという感じだったのですけれども、多分、若いときの3歳の子どもを育てているときの母親の私がこれを見たときに、多分、ここで「えっ」と、これが大事な5つの約束の中の1つになるのかなと思いましたので。

また、反対にそこで悩んでいる方たちが、子どもの成長で、そこは別に個人差があるところなので、これをやらなくてはいけないんだと思うと、子どもにひどくせかしてしまったりということもあったりするのかなと思いました。

ですから、ぜひ、今、子育てにかかわっているお母様方の現実的な声も参考にさせていただけるといいのかなと思いました。

地域教育力推進課長 今回、初めてつくりましたので、内容については少しずつ検討していきたいと考えております。ありがとうございました。

教育長 ありがとうございました。

○報告事項

6. 板橋区立中央図書館基本計画について

教 育 長 それでは、報告６「板橋区立中央図書館基本計画について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 板橋区立中央図書館基本計画につきましてご説明いたします。

資料は、「図－１」をご覧ください。

中央図書館の基本計画の素案につきましては、去る２月１０日の教育委員会にご報告した後に、２月２０日の文教児童委員会に報告し、２月２２日には区民との意見交換会を実施し、ご意見をいただいたところです。

また、３月７日には、常盤台支部の町会長会議におきましても説明をさせていただいております。

また、区のホームページに２月末に公開いたしまして、公表いたしております。

それらでいただきましたご意見ですとか、文章等の再確認をいたしまして、基本計画としてまとめましたので、ご説明をさせていただきます。

まず、「板橋区立中央図書館基本計画（素案）からの変更点」をご覧ください。

上段、板橋区立中央図書館基本計画概要、Ａ３判のものでございますけれども、こちらにつきましては、文章、数値の整合性をとるための変更でございます。

中段、本編、板橋区立中央図書館基本計画でございますが、こちらにつきましても大きな変更点はございませんで、平和公園を「板橋区平和公園」と正式名称に変更したほか、文言の修正をさせていただいております。

また、基本計画１０１ページ以降に、素案作成後に開催いたしました改築推進検討会の専門部会や意見交換会、また、中台中学校の生徒との意見交換会等を追記してございます。

基本計画１０１ページ以降というところに記載のとおり、平和公園樹木調査結果の概要と平和公園地盤調査結果の概要、また、平和公園敷地測量結果の概要につきまして、本日、追加参考資料とさせていただいております。

基本計画１０７ページをお開きください。

こちらにつきまして、ご説明させていただきます。

樹木調査につきましては、平和公園内に中央図書館を建設するに当たりまして、既存樹木をできるだけよい状態で保全・活用するための検討資料となることを目的といたしまして実施いたしました。

主として、建設候補地の公園内の南東側の樹木を外観診断した結果となっております、

左側の下のところに図面で調査結果概要、点線部が衰退度区分Ⅱということで、やや不良とされている樹木です。こちらが１７本。また、実践の衰退度区分Ⅲ、これが不良とされている樹木で、こちらが６本ということの結果となりました。

また、次のページ、１０８ページにおきましては移植の難易度判定をさせていただいております。

こちらも緑の丸に囲われているものが「根まわし不要」ということで、移植ができる。また、点線が「移植可能（根まわし要）」、こういった段階に分けて判

定をさせていただいております。

次に、121ページが地盤調査結果となっております。

この調査は、3カ所をボーリング調査いたしまして、建物の設計に必要な地盤を把握するために行ったものです。

結果の概要といたしまして、右の下のところに記載してございますけれども、建物の維持が期待できる地層は表層から27mより深いところ、支持層の傾きが少ない地盤で杭基礎が望ましいという結果となりました。

その後、それぞれ3点のボーリング調査結果を調査いたしまして、記載しております。

最後に、113ページ。こちらに敷地測量結果を掲載しております。結果概要は、右下に記載のとおりで、敷地内の高低差は0.5m程度、北側の方が低くなっておりまして、水勾配程度ということでございました。

地盤調査結果、敷地測量調査では、建築に当たりまして問題点はございませんで、こちらにつきまして、設計への参考資料とさせていただくために添付させていただきます。

恐れ入りますが、最初の資料4/4ページの方にお戻りください。

12番、今後のスケジュールでございます。

3月中旬から5月にかけて、基本設計・実施設計の策定委託事業者をプロポーザルによりまして選定し、委託をし、29年度、30年度には基本設計・実施設計を行います。

その後、工事の議決を経まして、建設工事に31年3月末に着手する予定でございます。

また、(2)来年度には、新中央図書館で用意し購入する蔵書、また、除籍する資料などの蔵書計画や、ICT化の具体的な内容を定めるほか、新規事業の準備を進めます。

そして、32年度に平和公園に移転して、開館する予定でございます。

(3)検討体制といたしましては、これからも庁内検討組織である改築推進検討会を開催し、庁内において検討を進めてまいります。

また、建設だよりの発行ですとか、意見交換会も引き続き実施いたしまして、区民の皆様への丁寧な説明ですとか、情報提供に努めまして、意見をお伺いしながら建築計画を進めてまいりたいと考えてございます。

説明は以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

(なし)

○報告事項

7. 「板橋区子ども読書活動推進計画2020」にかかる平成28年度「読書についてのアンケート調査」の実施結果及び成果指標の設定について

教 育 長 では、報告7「板橋区子ども読書活動推進計画2020」にかかる平成28年度「読書についてのアンケート調査」の実施結果及び成果指標の設定について、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 資料「図－２」をご覧ください。

「板橋区子ども読書活動推進計画2020」にかかる平成28年度「読書についてのアンケート調査」の実施結果及び成果指標の設定についてでございます。

小学生を対象といたしました読書についてのアンケート調査の結果がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

また、中学校におきましても、教育研究会で読書についてのアンケート調査を実施されましたので、これらの実施結果を踏まえて、読書活動の推進を目的とした「板橋区子ども読書活動推進計画2020」における成果指標、すなわち不読率の目標値を設定することといたしますというご説明をさせていただきます。

まず、1、「読書についてのアンケート調査」についてです。

こちら、教育会の図書館研究部にご協力をいただき、地域バランスなどを考慮いたしまして、②の実施校の小学校6校の全児童で実施いたしました。

実施校は記載のとおりでございます。

アンケートは、不読率及び児童の読書活動の実態を把握するために、原則同一の内容で、今後5年間、継続して実施する予定でございます。

集計結果につきましては、別紙1の3ページより掲載しておりますので、後ほど、ご参照いただければと思います。

主な集計結果につきましてまとめましたので、説明させていただきます。

まず、問2です。

読書数とあります。問2で、この1か月間で読んだ本の数を尋ねた質問に対しましては、1か月間で1冊も本を読んでいない児童の率、これを不読率といいますが、これが4年生では一度下がりますけれども、学年が上がるにつれて増える傾向にあります。

特に5、6年生では10%を超える高い不読率ということになりました。

学年が上がるにつれて読む本の対象が変わり、内容が難しくなったり、ページ数が増えたりすることも推測されますけれども、予想を超える高い不読率という結果となりました。

問3-1で、1か月間に全く本を読まなかった理由を尋ねています。

本を読まない理由といたしましては、全体では「読書が好きでないから」「読みたい本がなかったから」が多かったという結果です。「読書が好きでないから」という理由は、学年が上がるにつれて増える傾向にございます。

続きまして、2ページ。

問5。学校図書室の授業以外についての利用について尋ねてございます。

全体で「利用していない」を選択した割合が最も多くて40%を超えております。1年生から4年生にかけては「利用していない」率は減少していますけれども

も、5年生以降「利用していない」という割合が増加しまして、6年生では何と58.0%となっています。

問6で、地域図書館、区立図書館のことですけれども、の利用を聞いております。こちらで、全体で「利用していない」割合が最も多く46.4%。また、こちらにつきましても、学年が上がるに従い「利用していない」割合が増加しまして、6年生では64%以上となっています。

中学校の調査結果につきましては、別紙2、14ページに記載しております。2ページの2をご覧ください。

「板橋区子ども読書活動推進計画2020」における成果指標の設定についてでございます。

この計画では、5年間の計画の取組成果を図る指標といたしまして、その成果指標を「平成32年度に、平成28年度に実施する、児童・生徒の読書についての調査における不読率（1か月に1冊も本を読まなかった率）より3割減をめざす」としております。

そこで、今年度の小中学校における調査結果を踏まえまして、それぞれの成果指標を次のとおり設定いたします。

小学校では、問2で「0冊」と答えた率が6.5%でございますので、これの3割減ということで、4.5%を成果指標とさせていただきます。

ただし、学年によりまして不読率の差が大きいという結果となりましたので、小2、小5の不読率につきましても、あわせて目標値とさせていただきます。

中学校におきましては、中学校教育研究会が毎年実施している「読書についてのアンケート」で得られた板橋区平均の不読率を活用いたしまして、平成28年度の結果が10.5%でありましたので、これの3割減ということで、7.3%とさせていただきます。

なお、東京都で策定いたしました第三次東京都子供読書活動推進計画におきましては、平成31年度までに、不読率を小学校2年生では1.8%、小学校5年生では3.8%、小学生全体では2%以下、中学校2年生では9.2%以下を目標値とします。ですので、中学校につきましては、東京都全体より低いということになりますけれども、小学校につきましては、特に高学年に高い不読率を示す結果となりました。

今回の調査結果をさらに分析いたしまして、来年度作成する予定の全小中学生に配布する読書通帳の活用ですとか、朝読書の時間の確保ですとか、さらなる学校との連携した読書活動の推進への取組が必要と思っております。

以上でございます。

教 育 長 質疑、意見等がございましたら、ご発言ください。

高 野 委 員 これは、アンケートは原則同一内容で今後5年間ということなのですが、内容の変更は可能なのでしょうか。

中央図書館長 小学校につきましては隔年で東京都の調査を実施しております。

3校で、また対象の数もかなり少ないので、今回、中学校と同じように、同じ母数の人数3,000人と、その人数で同じような調査を実施したところなのですけれども、こちらの理解、調査の設問の説明ですとか、その辺はやはりお子さんによってまちまちだったところもあるかと思えます。

ただ、それにしましても、小学校の図書館部の先生ともお話ししたのですけれども、やはり中学校がこの率ですので、小5、小6、中1とすると同じような率で推移しているところがありますので、その辺を踏まえまして、この結果を厳粛に受けとめて、アンケートについての表現ですとか、説明は十分に行うということには行っていきますけれども、設問自体は変えないで、表現の仕方ですとか周知については注意していきますけれども、基本的には同じ項目でと考えております。

高野委員 中学校の方は、課題とか、対策とかというのは書かれていたので、その中で、幼少時からの読み聞かせの経験があることや家の中に本があるという環境が読書習慣の定着に大きくかかわることということが書いてあったんですね。それで、やはり小学校の方の設問にも、そういうことを入れていただく、単なる数字の項目だけではなくて、今後、どう改善していったらこの不読率が解消されていくのかという、そういうためのアンケートであってもいいのではないかなと思ったんですね。

ですから、そういった読書環境についてとか、それから、あと、例えば学校図書館の利用率がすごく低いということは、学校図書館をどのぐらい開けているのか、その関係性とか、それとあと、この調査期間が10月ですよね。私は、夏休みのこともぜひ知りたいと思うんですね。ですから、夏休みに地域図書館をすごく多くの子どもたちが利用していて、なぜ、それがその後、夏休みが終わった後に、地域図書館の利用が、距離的なものとか、時間的なものも大きいと思うのですけれども、それがなぜ次につながってこないのかなとか、このアンケートからすごく色々なことが考えられるのではないかなという気がしたので、ぜひ、項目をもし変えられるのであれば、その家庭の読書環境ということについても、ぜひ聞いていただきたいなと思いました。

中央図書館長 今後も小学校の先生方とお話をさせていただいて、この調査の目的のもう1つが不読率を探るだけではなくて、読書の状況について把握するということがありますので、そちらの方を今委員がおっしゃっていただいたような形で改善していきたいと思えます。ありがとうございます。

教 育 長 ほかにいかがでしょうか。

(なし)

○報告事項

8. 平成29年度特別整理期間に伴う休館日（年間計画）について

（図－3・中央図書館）

教 育 長 それでは、報告8「平成29年度特別整理期間に伴う休館日（年間計画）について」、中央図書館長から報告願います。

中央図書館長 平成29年度特別整理期間に伴う板橋区立図書館の休館日（年間計画）につきまして、ご報告いたします。

資料は「図－3」になります。

清水図書館から赤塚図書館までの区立図書館11館、それぞれ6日間、平成29年度の特別整理期間で臨時休館をいたします。表に記載のとおりでございます。

本件につきましては、教育長専決事案となっておりますので、議案ではなく、教育委員会に報告、そして、今後、告示をいたします。

告示につきましては、平成29年度実施分につきまして、一括して告示いたしますが、広報いたばし、また区民への周知につきましては、これまで同様、期日が近づいてまいりましたらお知らせしていきます。

特別整理期間につきましては、1年に1回、蔵書整理を行う必要がございますので、その間を利用しまして、修繕工事なども実施しております。

そのため、例年各図書館とも、ほぼ間隔が同じ1年となるように計画しております。

説明は以上でございます。

教 育 長 よろしいでしょうか。

（はい）

教 育 長 それでは、次に、教育委員会次第にはありませんが、追加報告事項はありますでしょうか。

よろしいですか。

（はい）

教 育 長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会を終了いたします。

午前 11時 41分 閉会